

愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 平成31年2月25日（月）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 本庁舎 6階 正庁
- 3 議事
 - (1) トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
 - (2) 愛知県環境影響評価審査会運営要領の一部改正について
 - (3) その他

- 4 出席者
委員23名、説明のために出席した職員13名、事業者7名

- 5 傍聴人
1名

- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・ 会議録の署名について、松尾会長が生田委員と増田委員を指名した。

ア トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について

 - ・ 資料2、資料3及び資料4について、事務局から説明があった。
 - ・ 資料5について、夏原部会長から報告があった。

<質疑応答>

- 【山澤委員】資料2の1番目の指摘事項について、準備書の746ページの表10.1.3-21で、SE-3における夜間の合成値が50dBとなっている。現況実測値においても、昼間が53dB、夜間が49dBとなっており、夜間の騒音値の低下が比較的小さいことに加えて、新たに風力発電所の稼働による騒音が加わり、50dBになる。環境基準の45dBに対してかなり上回っているという背景があり、前回の審査会で質問した。事業者の見解では、自動車騒音が主な音源であるとしているが、主な音源を自動車騒音であると認定したのか。また、トヨタ自動車田原工場も含めた車両とあるが、田原工場が主ではないか。そのように考えると、事業者には、自動車騒音を低減する方向で検討していただく必要があるのではないかと。事業者自身で対応できる部分があると思うので、そのような対応を求める意見が必要ではないか。
- 【事業者】主な音源について、録音データを確認したほか、現地に行って夜間も含めて再度確認した。その結果、主な音源は自動車騒音であるということを確認した。
- 【松尾会長】自動車騒音の多くが、田原工場に出入りする車両ではないかとの意見についてはどうか。

- 【事業者】トヨタ自動車田原工場が立地している周辺は工業団地であり、田原工場の南側や西側に他社の工場や事業所が数多く立地している。これらの工場や事業所においても、交代制勤務をとっているところが多いと聞いている。したがって、田原工場の影響がないわけではないが、この地域全体で走行する自動車により騒音が大きくなっていると推察する。
- 【山澤委員】準備書 710 ページの交通量の調査結果を見ると、田原工場を挟む SR-3 と SR-4 で明らかに交通量が違う。そうすると、田原工場を出入りする自動車が、交通量のかなりの部分を占めるのではないか。東側の工業団地には大きな工場があったと思うが、SE-3 周辺では田原工場の寄与が大きいのではないか。
- 【大石委員】部会において同様のことを質問したところ、現況の自動車騒音は、地域の問題として考えるのではないかと回答であった。この自動車騒音が、今回の審議の中に入るのかどうかという基本的な点を確認したい。
- 【事務局】環境影響評価の審査においては、今回の風力発電事業の工事中又は供用時における事業影響に対して意見を述べるということになる。直接的ではないが、事業者は田原市と公害防止協定を締結しており、騒音測定等を実施している。現況の騒音が高いという点については、事業者としても対応を考えていくことになると思う。
- 【松尾会長】知事意見としては、風力発電所設置事業に対する意見を述べるということであるが、どうか。
- 【山澤委員】すでに環境基準値を超過しているところに、騒音の予測結果として 1 dB 増加しており、小さい問題ではないと考えられる。それに対して、代償する形がとれるのであれば、意見として記載しても良いのではないか。例えば、資料 5 の 2 (2) のところに、夜間の自動車交通量について配慮するなどの意見を記載しても良いのではないか。
- 【松尾会長】ただいまの意見について、資料 5 の 2 (1) のところで工事の実施に限定しないということも考えられるが、どうか。
- 【事務局】本事業の供用時については、常時、自動車が出入りするような事業ではない。工事の実施時には影響があると思われるため、2 (1) に工事時の自動車騒音についての意見を盛り込んでいる。
- 【井上委員】749 ページで、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価すると記載されている。すでに騒音が環境基準を超過しているところに、さらに騒音が発生するものを事業者が加える場合に、事業者がその加えた部分程度は削減する努力を他のところとするというのは、環境影響評価の観点でも良いことではないか。排水を多く流すのであれば、既存の施設の中で排水の処理効率を上げるなどは過去にもあったと思う。ここで、風力発電事業で騒音が増加するのであれば、その代替措置として通行車両の減少等を図ることによって、騒音を減らすことを求めても良いのではないか。
- 【松尾会長】環境保全措置として、そうしたことを位置づけられるのではないかという意見である。
- 【事務局】山澤委員の指摘のとおりである。環境影響評価はこの事業による影響を予測・評価するものであるが、将来的にその地域の道路環境騒音が悪くな

るといふ結果になっている。エコドライブなど従業員に対する注意喚起を図るといふことを記載してはどうか。

【松尾会長】これに関して、何か意見はあるか。それでは、修正文等について、事務局で検討してください。

【片山委員】公述人の意見において、インターネットの利用により図書を公表するよ
うにとの意見があるが、実際には希少種等の情報があり公表できないの
ではないか。知事意見における公表の意味と、一般の方が考える公表の意味
がずれていることはないか。

【事務局】図書を一般の方に縦覧や公表する場合は、希少種の位置情報が分からな
いようにした公開版の図書を作成して、縦覧や公表をしている。他の事例
では、公開版の図書を法律で定める縦覧期間以降もインターネットで公表
しているものもある。今回の部会報告の意見についても、法で定める縦覧
期間以降も公開版の図書を公表するように求める意見である。

【片山委員】事業者は、これからも公表していかないとすると、住民の理解が得られ
ないということになってしまう。あらまは印刷できるようになっている
ことから、これを基準に、住民の方に理解していただけるようなウェブペ
ージのあり方等を、もう少し事業者に努力いただいて、住民の方に理解い
ただけるようにしていかないといけないと思う。

【事務局】本日の資料では配布していないが、部会の中でも同様の指摘をいただい
た。事業者は、田原工場厚生センターにおいて縦覧期間終了後も、事後調
査期間も含めて引き続き閲覧する体制をとっていくということである。今
回の部会報告では、それに加えて、さらに住民の理解促進に努めるよう
にとの意見を取りまとめいただいている。

【宮崎委員】景観の意見について、人に対する景観上の配慮と鳥類からの視認性と両
立することとなっている。準備書をよく理解しているものであれば、なぜ
鳥類からの視認性を高める必要があるか分かるが、その前段に、なぜ鳥類
の視認性を高める必要があるかを記載する必要があるか。

【西田委員】部会において、景観のことで、鳥類の視認性について意見した。景観と
しては目立たない方が良く、鳥類の視認性という意味ではコントラスト
を高めるといふ意味で目立つ方が良く、景観のことを考える際、鳥類対
する視認性についてコントラストを高めるといふことの意味を住民の
方々に丁寧に説明しないと、なぜそんな目立つようにするのかといふこと
になる。このため、鳥類のことを考えてコントラストを高めたいといふ点
を丁寧に説明し、住民の方々の理解を得られるようにして、最終的な彩色
塗装を決定してほしいといふ話をした。

【宮崎委員】この意見を入れるのが良くないということではなく、前段に鳥類の視認
性を高めることの必要性を記載する必要があるのではないか。5（1）で
は、衝突や移動経路の阻害等が懸念されるということを受けて環境保全措
置及び事後調査を適切に行うこととなっている。そこに、ブレードの視認
性という表現が出てこないのに、6で鳥類からの視認性という表現が出て
くると違和感がないか。

【事務局】鳥類の視認性を高めることと景観の関係については、評価書等で事業者
が住民に分かりやすく説明することが重要であると考えている。知事意見

は経済産業大臣に通知していくものであるが、景観に対して配慮すべきであるという点に加えて、7（1）において評価書の作成に当たって分かりやすい図書になるようにということ、7（2）において地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信をすることを盛り込んでいる。

【宮崎委員】表現については了解した。資料2の12ページについて、先ほどの西田委員の意見のように、鳥類に対してはコントラストが重要であるが、コントラストと色を混同して、視認性を理解しているような資料になっている。近隣の施設のブレードは赤色で塗装しているということであるが、鳥類の網膜にはブレードに塗布している「赤色」を認識する視物質は存在しないため鳥が「赤色」として認識しているわけではなく、黄色やグリーンとして認識される。色とコントラストは違うものということを専門家から聞いてまとめた方が良い。

【西田委員】いずれにせよ専門家に確認し、鳥類にとって最も目立つように考えていただきたい。

【松尾会長】部会報告に記載のあるとおり、専門家の指導・助言を得ながら、環境保全措置を適切に行うことということでよろしいか。

【佐野委員】印刷ができないということについて、閲覧はできていたけれど印刷ができないということか。

【事務局】インターネット上で閲覧はできたが、印刷はできないような設定がされていた。

【田代委員】準備書のあらましは印刷ができるということだが、参考資料1の中の印刷に関する住民の方からの意見に対する事業者の見解で、国土地理院の地図を使用していて、それを複製することについて承認が必要なので御理解くださいと記載されている。あらましにも地図が掲載されているが、どの地図が出せないのかこの見解では分からない。もし地図が問題なのであれば、事業者でもたくさんの地図を持っていると思うので、公開版の図書には問題がない地図に差し替えるような形で対応すれば良いと思う。印刷についても、もう少し真摯に対応していただきたい。

【事務局】図書のインターネットの公開については、環境省においても、事業者の了解を得られたものについては、環境影響評価法の手続きとは別にインターネット上で公開している。条例においても、条例上で手続きとして盛り込むのか、県として事業者の了解を得てインターネット上で公開するのか、検討しているところである。改善していくべき内容であるので、県としてもしっかりやっていきたい。

【松尾会長】著作権などが問題になる場合、それを問題がないような形で公表できるようにという指摘であった。そういったことも含め、部会報告の意見になると思う。それでは、先ほどの騒音のところの修正案をお願いしたい。

【事務局】部会報告2（2）について、「風力発電機の適切な点検・整備の実施、関係車両のエコドライブ等」に修正してはどうか。

【松尾会長】事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で、審査会の答申としてよろしいか。

（委員から意見等はなし）

- 資料5の「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書についての部会報告」について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で審査会答申とすることで合意し、別紙1のとおり答申した。

イ 愛知県環境影響審査会運営要領の一部改正について

- 資料6について、事務局から説明があった。
- 愛知県環境影響審査会運営要領の一部改正の施行については、規則の一部改正の施行と同日付けでの施行を考えていると事務局から説明があった。

<質疑応答>

【西田委員】資料6の「2 改正の理由」には「台風等により審査会を開催できなかった場合」と「やむを得ない理由」の具体的な記載があるが、運営要領の改正案は「やむを得ない理由」の具体的な記載がなく、「やむを得ない理由」の規定が一人歩きするおそれがある。規則の改正案において「部会の決議をもって審査会の決議とすることができる」とあるが、本日の審査会のように、部会報告について審査会で修正意見が出ることもあるので、部会以外の委員について意見を述べる期間を設けていただいた方が良いかと思う。

【事務局】1点目の指摘の「やむを得ない理由」の規定についてであるが、例えば、台風により審査会が開催できなかった場合に、すぐこの規定を適用することは考えていない。委員の先生方に日程を再調整させていただき、再調整した結果、どうしても審査会を開催できない場合は、この規定を適用したいと考えている。部会以外の委員の意見を述べる期間を設けていただきたいという2点目の指摘についてであるが、1回目の審査会でいただいた質問に対して、今までは、部会及び2回目の審査会で回答を行ってきたが、2回目の審査会より前の段階で、審査会委員に対して質問の回答を行うべきと考えるので、そういった形で対応を行いたい。

【井上委員】委員と事務局が変わった場合に、「やむを得ない理由」という表現では、拡大解釈される可能性があるため、「やむを得ない理由」は台風や地震等の自然災害であると規定した方が良くと思う。事務局からの説明で、今回の改正により部会に定足数が生じると説明があった。新たに部会に定足数が生じるため、部会の定足数の事項を運営要領に規定する必要はないか。

【事務局】1点目の指摘の「やむを得ない理由」の取扱いであるが、今回、委員から質問いただいた内容と事務局の回答は議事録として残るので、そこで担保したいと思う。2点目の指摘の部会の定足数は、規則の改正案の第4条第7項において、「前条の規定は、部会の議事について準用する。」と規定しており、本項に基づいて、部会に定足数が生じることとなる。

【松尾会長】「やむを得ない理由」について、台風、地震等の自然災害が主なものと思うが、「やむを得ない理由」が拡大解釈されることを防ぐため、「やむを得ない理由」が自然災害であることを運営要領に明記した方が良いのではないかと意見があったが、どうか。

【二宮委員】審査会運営要領の改正案において、「部会の決議は会長の同意を得て、審査会の決議とすることができる。」と規定されており、会長が同意しないと部会の決議は審査会の決議とすることができないため、拡大解釈される懸念はここで担保されていると思う。予測できない「やむを得ない理由」があるかもしれないため、運営要領の改正について原案のままで良いと思う。

【事務局】審査会運営要領の改正案の「やむを得ない理由」について、この規定を適用する場合は説明責任が生じるため、事務局としても理由をしっかりと整理し、会長に説明して対応していきたいと考えている。

【松尾会長】「やむを得ない理由」は自然災害ばかりではないかと思う。愛知県環境影響評価審査会運営要領の改正案について、原案のままでよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料6の「愛知県環境影響評価審査会運営要領（改正案）」について、そのまま運営要領とすることで了承された。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会